「第4回京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会」議事概要

- 〇日 時 平成 31 年 2 月 13 日 (水) 10 時 00 分~11 時 00 分
- 〇場 所 ホテルグリーンタワー幕張3階「メイフェア」
- 〇出席者 京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会構成員名簿、出席者名簿、配席図 参照

〇資 料

資料 1 タクシー事業の現状について

資料 2 タクシー業界の取り組みについて

資料 3-1 特定地域の指定期限の延長について

資料 3-2 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化 に関する特別措置法に基づく特定地域の指定期限の延長の取扱いに関する指針につ いて

資 料 3-3 特定地域の指定期限の延長について(通達)

参考資料1 特定地域の指定等について

参考資料 2 京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱

参考資料3 個人タクシー業界の現状と取り組みについて

〇開 会

【土屋専務】

《・・・開会~司会者自己紹介~参考資料2「京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱」第5条第10項に基づく協議会成立報告~参考資料2「京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱」第5条第15項に基づく協議会は原則として公開とする規定と、報道関係者は終了まで入室可の説明~報道陣の冒頭のみ写真撮影のお願い~資料過不足の確認~委員の紹介を名簿と配席図の配布をもって代える旨の説明および新たに参画した委員、交代した委員の紹介~千葉運輸支局のオブザーバー参加の報告・・・≫

それでは早速議事に入りたいと思います。

ここからの進行は、会長にお任せいたします。榛澤会長よろしくお願いいたします。

【榛澤会長】

それでは、議事に入ります。

京葉交通圏が特定地域に平成28年7月1日に指定され、本年6月30日に指定期間の満了となるため、先日、関東運輸局長より当協議会会長あてに、京葉交通圏が「特定地域の指定の期限の延長に関する指針」の延長の指針3.に該当しているため、当協議会において特定地域の指定期限の延長の希望の有無について議論を行い、特定地域の指定期限の延長を希望する場合は、本年2月末日までに協議会において同意を得た上で、国土交通大臣あてに報告するよう求められておりますの

で、本日は、各委員の皆様方から忌憚のないご意見を頂き、その上で、指定期限の延長の希望の有無について議決を取らせていただきたいと考えております。

限られた時間でありますが、議事の円滑な進行にご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。それでは「議事次第」にしたがって進行させていただきます。議題(1)『タクシー事業の現状について』オブザーバーとして出席いただいております千葉運輸支局より説明をお願いします。

【飯塚首席】

≪・・・資料1「タクシー事業の現状について」説明・・・≫

【榛澤会長】

ただいま千葉運輸支局より「タクシー事業の現状について」ご説明がありましたが、ご意見や ご質問のある方はよろしくお願いいたします。

≪・・・意見・質問なし・・・≫

【榛澤会長】

それでは次に、タクシー業界の取り組みについて事務局より説明をお願いします。

【土屋専務】

≪・・・資料2「タクシー業界の取り組みについて」説明・・・≫

【榛澤会長】

続きまして、個人タクシー業界の現状と取り組みについて、千葉県個人タクシー協会から説明をお願い します。

【泉水委員】

≪・・・参考資料3「個人タクシー業界の現状と取り組みについて」説明・・・≫

【榛澤会長】

ありがとうございました。ただいま、事務局より「タクシー業界の取り組みについて」、また、千葉県個人タクシー協会より「個人タクシー業界の現状と取り組みについて」説明がありました。ご意見やご質問のある方はよろしくお願いいたします。

【佐久間委員 (代理)】

千葉県商工会議所連合会の椙村と申します。本日は地域住民の立場で出席させていただいております ので、利用者目線の意見を申し上げます。

今、ご説明がありましたが、活性化事業として、ユニバーサルデザインタクシーの導入やユニバーサルドライバー研修、あるいは外国人に対する接遇研修を推進されて、特に、高齢者の方、障害をお持ちの

方、あるいは日本に来て戸惑っている外国人の方等々、時として、手助けが必要とされる方に対して、接 遇の向上を図られている、いわゆるおもてなしの精神を発揮されているということに対しては、本当に素 晴らしい取り組みであると思っております。しかしながら、研修を受けた方の人数や導入台数について、こ れを増やしていくには、まだまだお時間がかかるけれども、一歩一歩進めていくしかない、という感じだと 思います。ただ、社会的に見ても非常に意義のある取り組みであると思いますので、今後も継続して、一 層の浸透を図っていただければと思っております。

タクシーの取り組みについて、私の知人の体験談をご紹介させていただきたいと思います。その方が仕事で仙台へ行った際、市内数カ所を回るため、タクシーを利用した時の話です。車内で、運転手の方に、その日のスケジュールをお話したところ、タクシーを1日借り上げてしまうと、途中の待機時間がもったいないので、移動の都度、タクシーを頼んだほうがいいとアドバイスしてくれたそうです。さらに、昼食もおすすめのお店を教えてくれるだけでなく、予約までしてくれて、昼食後は午後の仕事のためにお店まで迎えに来てくれたそうです。知らない土地に行って、費用の面やおいしい食事の情報など、利用者側に立って提案してくれる、タクシーのコンシェルジュというような利用者の立場も考えた、Win-Winの素晴らしいサービスであると感じ入ったそうです。

今、一例として紹介させていただきましたが、日本のタクシーはもともと質が高い、安全安心なタクシーでありますが、だからこそ、さらに利用者の立場に立った、新たなサービスの展開が可能であると思います。また、それが他の公共交通機関との差別化につながると思っております。是非、新たなフェーズに入って、ますます発展されることをご期待しております。以上です。

【榛澤会長】

ありがとうございました。利用者代表としてのご意見を伺いました。ほかにご意見やご質問の ある方はお願いいたします。

【山田事務局長】

ただ今、椙村委員より貴重なご意見を賜りましたので、業界を代表して是非、一言、お話をさせていただきたいと思います。

まず、ユニバーサルデザインタクシーの導入を含めて、活性化事業に対して一定の評価をいただき、本当にありがとうございます。ただ、一方でまだまだ足りないのではないか、というご指摘に関しましては、業界としてもユニバーサルデザインタクシーの車両がお客様に大変好評をいただいているという点も含めて、より導入のスピードを速めていきたいと思っております。

また、ユニバーサルデザインタクシーを導入するにあたっては、乗務員の研修というのも大事になってきます。乗務員は研修をとおして、単に車いすの乗降に関する技能を身につけるだけではなく、ホスピタリティあふれる接客接遇ができるようになると思っておりますので、そちらも合わせて進めてまいりたいと思っております。

それから、タクシー業界は今年で、108年を迎えます。非常に歴史がある業界であると我々自負しております。そういった中で今、日本のタクシーが質の高い、安全安心なサービスであるというお言葉をいただいて大変うれしく思った次第でございます。しかし、一方では、公共交通機関として、安全安心というのは当たり前のことであって、委員のご指摘のとおり、サービスという部分については、閉塞感があったのかもしれません。昨今、タクシーは、大きな変革期を迎

えていると言われております。ご説明がありました配車アプリをはじめ、様々な技術の進歩によってタクシー業界がいろいろなサービスを加えていくということが求められていると思います。まさに、お客様目線での対応がタクシー業界に必要になってきていることに業界としても実感しております。お客様からのご期待に背かないように、業界としてもいろいろなサービスを提供していきたいと思っておりますので、今後とも貴重なご意見をいただく場がありましたら是非、お呼びいただければ幸いです。今後ともよろしくお願いします。

【榛澤会長】

ありがとうございました。

先ほど事務局より、平成30年3月27日に特定地域計画が認可後、業界が取り組んできた活性 化のさまざまな取り組みについてご紹介がありました。活性化については今後も継続していく必要 があると考えておりますので、今後とも皆さんよろしくお願いします。

では、議題(3)の『特定地域の指定期限の延長について』を事務局より説明をお願いします。

【土屋専務】

≪・・・資料3-1「特定地域の指定期限の延長について」、資料3-2「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の延長の取扱いに関する指針について」説明・・・≫

【榛澤会長】

ありがとうございました。

今のご説明でございますが、オブザーバーとして出席していただいております千葉運輸支局より、発出された通達等の内容について説明をお願いいたします。

【飯塚首席】

≪・・・参考資料1「特定地域の指定等について」、資料3-2、資料3-3「特定地域の指定期限の延長について(通達)」説明・・・≫

【榛澤会長】

ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、ご意見やご質問のある方はお願いいたします。

≪・・・意見・質問なし・・・≫

【榛澤会長】

それでは議決に入る前に、議決の方法につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【土屋専務】

はい、議決方法についてご説明いたします。参考資料2『京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱』の4ページの中段、第5条第11項(4)をご覧ください。

今回、特定地域の指定を受けるか否かの内容となりますことから「(1)~(3)まで以外の議決を行う場合」に該当いたします。ここに記載のあるとおり①~③全てを満たす場合、合意となります。

- ① : 当協議会の榛澤会長及び千葉県タクシー協会会長である山田事務局長のお二方が合意していること。
- ② :特定地域の指定期限の延長に合意するタクシー事業者が京葉交通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が京葉交通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ :①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員、これは労働組合等になりますが、その構成員につきましてはその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員である関係地方公共団体、地域住民、JR 東日本千葉支社、千葉県警察本部、千葉労働局、千葉県タクシー運転者登録センター等の構成員につきましては、各自1個の議決権を与えるものとし、その過半数が合意していることとなります。

次に、議決についてですが、榛澤会長、また山田事務局長及びタクシー事業者以外の構成員の皆様方におかれましては、同意、非同意について挙手にてお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

≪・・・意見・異議なし・・・≫

【土屋専務】

ありがとうございました。構成員の皆様方からご了承を頂戴いたしましたので、そのような形で確認をさせていただきます。

【榛澤会長】

ありがとうございました。それでは議決を行いますが、まず、はじめにタクシー事業者の意向について、 事務局より報告をお願いいたします。

【土屋専務】

はい。タクシー事業者の意向についてご報告いたします。京葉交通圏には、協議会構成員である法人タクシー事業者が33者、また、個人タクシー事業者が338者ございますが、すべての事業者について、この場で議決をとる事が不可能な状況ですので、事務局より事前に該当する全事業者に対し、書面にて特定地域の指定期限の延長を「希望する」、「希望しない」の意向を確認するための調査を実施し、回答をいただいておりますので、その結果につきましてご報告させていただきます。

本日現在の京葉交通圏の協議会構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両1,508両、その他ハイヤー車両6両、また、個人タクシー事業者が保有する車両338両、合計で1,852両となります。そのうち「特定地域の指定期限の延長を希望する」と回答した事業者の車両数は1,667両ございまして、全車両数の90.0%でございます。一方で「特定地域の指定期限の延長を希望しな

い」と回答した事業者の車両数が185両でございまして、全車両数の10.0%でありましたことをご報告させていただきます。また、回答を棄権した事業者につきましては、京葉交通圏につきましてはございませんでしたので、合わせてご報告いたします。

以上でございます。会長よろしくお願いいたします。

【榛澤会長】

ありがとうございました。ただいま事務局より報告がありましたが、設置要綱第5条第11項(4)②タクシー事業者につきましては、特定地域の指定期限の延長を希望するタクシー事業者の車両数の合計が京葉交通圏内の協議会構成員であるタクシー事業者が配置する車両数1,852両の過半数を超えましたので、特定地域の指定期限の延長について、同意するとの判断となりました。

それでは、次に先程事務局から説明のありました設置要綱第4条第1項(1)関係地方公共団体の構成員、(3)労働組合の構成員、(4)地域住民の構成員、(6)その他タクシー事業の適正化・活性化に資する他の事業を営む構成員、(7)その他協議会が必要と認める構成員の皆様にご確認をさせていただきます。特定地域の指定期限の延長に関し、同意すると判断される構成員の方は、挙手をお願いいたします。

≪・・・出席している構成員の全員が挙手・・・≫

【土屋専務】

ありがとうございました。只今の挙手の結果、出席された構成員全員の同意をいただきました ことをご報告いたします。また、事務局より一点、ご報告をさせていただきます。本日ご欠席の委員に ついて、タクシー事業者以外の議決権のある3名の委員のうち、労働組合の委員を除く2名の委員につき ましては、本日、会長一任との委任状をいただいておりますことをご報告いたします。

【榛澤会長】

ありがとうございました。先程の②タクシー事業者等と同様に、③タクシー事業者以外の構成員につきましても同意するとの結果となりました。その結果を踏まえまして、残るは私と山田事務局長の判断でございますが山田事務局長いかがですか。

【山田事務局長】

同意いたします。

【榛澤会長】

それでは私も同意いたしますので、以上の議決結果につきまして、当協議会においては「特定地域の 指定期限の延長」を希望することとなりました。結果につきまして、国土交通大臣あてに報告させていた だきます。最後にタクシー事業者を代表して、山田事務局長から一言お願いいたします。

【山田会長】

本日は、委員の皆様、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ご意見と決議を頂きまして感謝申し上げます。

私どもタクシー業界は、日本経済が緩やかに改善してきている中ではありますが、その恩恵をなかなか受けされていない状況下にあります。お客様のライフスタイルの変化や労働者不足等によるものだと考えております。

旧タクシー特措法や改正タクシー特措法が施行され、業界としては供給量の削減に努める一方、活性 化策を実施してまいりました。ユニバーサルデザイン車両の導入や増加する訪日外国人旅客に対応すべ く外国語研修の実施等に加え、タクシーの特性を生かし、警察とは地域の安全に関する取り組みへのご 協力や子供見守りサポーターの委嘱、県や一部の自治体とは災害時における緊急輸送等に関する覚書 を締結させていただいているところです。また、一部の事業者においては配車アプリの導入も始まってい ます。

今後もよりお客様に信頼され、必要とされるタクシー業界となるべく、特措法の主旨を踏まえ適正化ならびに活性化施策を推進してまいります。ユニバーサルデザイン車両につきましては、国・県からの補助金という支援を頂いておりますが、引き続き、車両の導入を進めて参ります。そして、車を実際に運転する乗務員につきましても、安全運転の模範となるべく、そして、接客接遇の向上を図り、安全に、そして安心してご利用いただける業界を目指してまいりたいと考えております。

改めて業界として、京葉地区として、取り組みの実施を推進していくとともに、公共交通機関としての役割・使命とドア・ツー・ドアの利便性の追求を図ってまいりますので、何卒、各機関・各団体の皆様からのご指導ご協力をお願い申し上げる次第です。本日は誠にありがとうございます。

【榛澤会長】

ありがとうございました。

当協議会としては、「特定地域の指定期限の延長」を希望し、引き続き、適正化・活性化について取り組んで行くことが重要であると考えておりますので、構成員の方々、また、タクシー事業者の皆様には引き続きご協力をお願い申し上げます。

では、(4)その他ですが、事務局から何かありますか。

【土屋専務】

先程の議決結果につきまして、事務局より当協議会榛澤会長名にて国土交通大臣あてに千葉運輸支 局を経由して報告をいたします。

また、次回協議会につきましては、榛澤会長と開催日程を協議のうえ、開催したいと考えております。 委員の皆様には、改めましてご連絡を差し上げたいと思いますので宜しくお願いいたします。以上でございます。

【榛澤会長】

本日は活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。それでは、議事進行を事務局にお返しします。

【土屋専務】

榛澤会長、長時間にわたり議事の進行をお努めいただき、誠にありがとうございました。また、委員の 皆様方には、業務ご多忙の中多数ご出席をいただき、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、誠にあ りがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

それでは以上を持ちまして、「第4回京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会」を閉会といたします。本日は、誠にありがとうございました。